

行政訴訟シンポジウムのご案内

行政訴訟の門戸開放は実現されているか ～小田急大法廷判決をめぐって～

司法制度改革の目玉の一つとして改正された新行政事件訴訟法が2005年4月1日に施行されてから間もなく3年になりますが、原告適格については、法改正の過程でも実務の運用に委ねる部分が少なからず残ると認識されていました。

こうした中、上記改正後の2005年12月7日に小田急高架化事業認可取消訴訟について最高裁大法廷判決があり、その原告適格の判断は各方面で注目されましたが、この小田急大法廷判決のほかにも、今後実務がどのような方向に進むのかを考える上で問題となる裁判例がいくつか既に出ております。

そこで、上記の法改正や最高裁判決が原告適格の拡大にどのような影響を与えたのかを考察するには時間が短すぎるかもしれませんが、実務の運用が固定化を始める前に、現段階で今回のシンポジウムを開催し、上記法改正及び大法廷判決の趣旨が活かされているのか、すなわち、行政訴訟の門戸開放が実現されているのかを検討し、必要な提言を行うこととしました。

是非ご参加下さい。

- 1 日 時 2008年1月26日(土) 午後1時～午後4時
※シンポジウム終了後に同会場にて懇親会を行います。
- 2 場 所 東京都千代田区霞が関1-1-1
法曹会館2階会議室(裏面地図参照)
- 3 プログラム
＜挨拶＞ 園部逸夫(元最高裁判事)
＜報告＞
報告者 大久保規子(大阪大学大学院法学研究科教授)
「環境事件の司法アクセス権をめぐる国際動向」
報告者 桑原勇進(上智大学法学部教授)
「改正行訴法における抗告訴訟の原告適格をめぐる判例・学説の状況」
報告者 齋藤驍(弁護士)
「小田急大法廷判決と実務の現状」
＜意見交換＞
- 4 参加費 2,000円
※シンポジウム終了後の懇親会に参加される場合は、5,000円
- 5 申込方法 裏面の申込票にご記入の上、FAXでお申し込み下さい。
- 6 主 宰 シンポジウム実行委員会(折田泰宏、交告尚史、小早川光郎、齋藤驍、芝池義一、堂野尚志、山村恒年 アイウエオ順で表記)

問合せ先 東京都千代田区平河町1-8-2
山京半蔵門パレス302号
齋藤驍法律事務所
電 話 03-3237-0888
FAX 03-3237-0890

◆ 交通のご案内



- JR：有楽町駅 徒歩 10分
 - 丸の内線／日比谷線：霞ヶ関駅 A1 出口徒歩 5分
 - 千代田線／三田線：日比谷駅 A10 出口徒歩 5分
 - 有楽町線：桜田門駅 5番出口徒歩 1分
- ※駐車場はございません

◆ 申込票

送信票不要 このまま送信下さい（FAX：03-3237-0890）
※1月24日までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

シンポジウムに参加します。

懇親会に参加します（会費制 3,000円）

（ふりがな）

お名前：

ご所属：

ご連絡先：（TEL）